

国官参航安第 523 号  
令和 7 年 9 月 10 日

日本航空株式会社  
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理システムについて  
(厳重注意)

本年 8 月 28 日（現地時間）の JAL793 便（ホノルル→中部）に乗務予定だった機長が、乗務前日に過度な飲酒を行ったことにより、自主的に行った検査でアルコールが検知され、貴社は当該機長の乗務を取りやめ、その結果、当該便を含む計 3 便に最大で約 18 時間半の遅延が生じることとなった。

貴社においては、昨年 12 月 1 日（現地時間）の JAL774 便（メルボルン→成田）の機長及び副機長が乗務前日に過度な飲酒を行い、同便が遅延する事案を発生させたことをふまえ、同月 27 日付けで業務改善勧告を受け、本年 1 月 24 日付けで再発防止に向けた取組を当局に報告し、その実施を進めていたところである。

本事案に関して、貴社においては再発防止に向けた取組の柱の一つである「運航乗務員の飲酒傾向の管理の更なる強化」に関し、当該機長に対して身体検査等の結果をふまえ、飲酒傾向の管理監督を一定程度行っていたものと認められる一方で、当該機長は貴社に対して断酒する旨の申告をしていたにもかかわらず乗務前日に過度な飲酒を行い、航空法第 104 条に基づき認可を受けた貴社運航規程に定める飲酒に係る規定に違反した事実等をふまえれば、個人的な悪質性があったと認められるとともに、貴社における飲酒に関する管理監督が十分であったとは言えない。

また、貴社において昨年から繰り返し飲酒事案が発生していることは、社員一人一人に安全意識が徹底されていないと言わざるを得ない。

したがって、上記をふまえ貴社における安全管理システムを再度見直した上で、必要な是正を行うとともに、特に、「運航乗務員の飲酒傾向の管理の更なる強化」として取り組んでいる具体的な対策について、本事案が発生した要因を分析した結果もふまえて更なる改善・強化を図るよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 7 年 9 月 30 日までに文書で報告されたい。

以上